

# 個人情報の取り扱いに関する同意書

申込人あるいは家族会員カード申込人（以下、あわせて申込人等という。）は、下記の条項について同意のうえ、株式会社広島銀行（以下、銀行という。）が発行する HIROGIN Debit（以下、カードという。）を申込みます（以下、本申込という。）。

なお、申込人等が銀行あるいは三菱 UFJ ニコス株式会社にカードを申込むにあたっては 1.「カードを申込むにあたっての同意について」、3.「個人情報利用等に関する同意について(Visa を選択した場合)」で、申込人がカードを申込むにあたり、ひろぎんカードサービス株式会社（以下、保証会社という。）へ保証委託を申込むにあたっては 2.「保証委託を申込むにあたっての同意について」にて、個人情報の取り扱いに関して定めることに同意します。

## 記

### 1.「カードを申込むにあたっての同意について」

#### 第1条 個人情報の利用目的

銀行は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、申込人等の個人情報を、下記業務および利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。ただし、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

なお、銀行法施行規則等の規定に基づき、銀行は、業務を行う際に知り得た申込人等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪歴についての情報等の特別な非公開情報を、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者に提供いたしません。

#### <業務内容>

- ①預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、両替業務およびこれらに付随する業務
- ②公共債販売業務、投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務、クレジットカード業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取り扱いが認められる業務を含む）

#### <利用目的>

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスのお申込の受付のため
- ②犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信に関わる業務において個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三

者に提供するため

- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
  - ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
  - ⑨市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
  - ⑩お客さまと面談して行う銀行および提携会社等の商品やサービスに関する各種ご提案のため
  - ⑪ダイレクトメールの発送や電話セールス等、ダイレクトマーケティングによる銀行および提携会社等の商品やサービスに関する各種ご案内のために（※ただし、ご本人さまから中止するようお申し出があった場合、当該目的での利用を中止いたします。）
  - ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事務管理のため
  - ⑬その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ※上記⑦の受託業務および上記⑨の研究・開発においては、個々のお客さまにかかる情報の集約および当該情報の照合を含むデータ分析の結果を用いる場合がございます。
- ※上記⑩のご提案および上記⑪のご案内には、お客さまの商品購入履歴やサービス利用履歴等の情報を分析して実施する、お客さまの興味・関心に応じたご提案・ご案内が含まれます。

## 第2条 銀行と保証会社の間での個人情報の提供

申込人等は、本申込において保証会社に保証委託を行う場合は、本申込および本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報が、保証会社における本申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他お客さまとの取引が適切かつ円滑に履行されるため必要な範囲で、銀行より保証会社に提供されることを同意します。

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書ならびに契約書ならびに付属書面等本申込および本契約にあたり提出する書面に記載の全ての情報
- ②銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本取引に関する情報
- ③銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、申込人等の銀行における取引情報（過去のものを含む）
- ④延滞情報を含む本取引の返済に関する情報
- ⑤その他銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

## 第3条 債権譲渡にともなう個人情報の第三者提供

銀行は、ローン等の債権は、債権譲渡・証券化等の方法により、銀行以外の事業者等に移転することがあり、その際、申込人等の個人

情報を、当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲で債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供し、債権管理・回収等の目的のために利用いたします。

#### 第4条 個人情報の提携先への第三者提供

1. 申込人等は、本契約が企業提携ローン等で下記に該当する場合は、本申込および本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を下記目的の達成に必要な範囲で、提携先に提供されることに同意します。

- ①提携先の保証がある場合
- ②提携先の利子補給がある場合
- ③提携先が返済手続をする場合
- ④提携先が提供するサービスを受ける場合

##### <提供される個人情報>

- ①氏名、銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報
- ②延滞情報を含む本契約の返済に関する情報
- ③提携先の保証がある場合は、銀行が提携先に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

##### <提供される目的>

- ①提携先による保証取引の継続的な管理
- ②提携先による利子補給の手続き
- ③提携先による返済の手続き
- ④提携先が提供するサービスを受けるため

2. 申込人等は、本契約による融資金を提携先の指定口座へ振り込む場合は、本申込および本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を、下記目的の達成に必要な範囲で、提携先に提供されることに同意します。

##### <提供される個人情報>

氏名、銀行における借入金額、借入日等本契約の実行に関する情報

##### <提供される目的>

提携先による融資実行の確認

#### 3. 個人情報の業務提携先への第三者提供

申込人等は、HIROGIN Debit に関する業務提携先がある場合は、本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を下記目的の達成に必要な範囲で、提携先に提供されることに同意します。なお、申込人等から個人情報の利用停止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用を停止する措置をとります。

##### <利用目的>

提携先が行う商品・サービス等の提供を受けるため

##### <情報の種類>

氏名・性別・生年月日・電話番号・メールアドレス・その他提携先が必要とする項目

##### <提供手段>

オンライン・磁気媒体等による情報提供

## **第5条 個人情報の保険会社への第三者提供**

申込人は、本契約に保険を付ける場合は、本申込および本契約にかかる情報を含む申込人に関する下記情報を、下記に記載の利用目的の達成に必要な範囲で、銀行が保険契約を締結する幹事生命・損害保険会社に提供されることに同意します。

### <提供される個人情報>

- ①氏名、銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報
- ②延滞情報を含む本契約の返済に関する情報
- ③その他、銀行が幹事生命・損害保険会社に対して保険金を請求するにあたり必要な情報

### <提供される目的>

幹事生命・損害保険会社における当該生命・損害保険の加入、管理および支払いのため

## **第6条 個人情報の債権回収会社への第三者提供**

銀行が、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に本契約に係る債権の管理・回収を委託する場合には、本申込および本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報が、同社における下記目的のために、銀行より同社に提供されます。

### <提供される個人情報>

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載される全ての情報
- ②本申込ならびに本契約にあたり提出される付属書類等に記載の情報ならびに口頭にて確認する情報
- ③銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済期日等本契約に関する情報
- ④銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、申込人等の銀行における取引情報
- ⑤延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報
- ⑥その他、銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

### <提供される目的>

債権回収会社における銀行債権の管理・回収のため

## **第7条 個人情報の利用・提供の停止**

1. 銀行は、第1条の<利用目的>⑪に規定している利用目的のうち、銀行の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内および提携先の宣伝物・印刷物の銀行発送物への同封等による送付については、申込人等から個人情報の利用の停止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用を停止する措置をとります。
2. 前項の利用・提供の停止の手続きについては、銀行のホームページ（<https://www.hirogin.co.jp>）に掲載します。ただし、償還予定表等の取引書類余白への印刷物によるものは、停止することはできません。

## **第8条 開示・訂正等**

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 25 条から第 27 条に規定する開示、訂正等および前条に規定する利用・提供の停止の手続については、銀行のホームページ（<https://www.hirogin.co.jp>）に掲載します。

## 第 9 条 委託

銀行は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があります。外部へ委託する際は、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託先と委託契約を締結し、委託先における個人情報の取扱状況を把握する等、委託先に対し必要かつ適切な監督を実施いたします。

## 第 10 条 不同意等の場合の取り扱い

銀行は、本申込に必要な記載事項を申込書に記載いただけない場合または第 1 条の〈利用目的〉⑪以外の利用目的に同意いただけない場合は、本申込による契約をお断りすることがあります。

## 第 11 条 本契約が不成立の場合

本契約が不成立であっても本申込をした事実は、第 1 条に基づき本契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

## 第 12 条 条項の変更

本同意条項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

### 〈開示のお手続きについて〉

銀行は次に掲げる開示等の依頼を受けた場合には、本人確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

- ①銀行が保有する個人情報の利用目的の通知
- ②銀行が保有する保有個人データの開示（第三者提供記録の開示を含みます。ただし、一部または全部を開示しない場合があります。）
- ③銀行が保有する保有個人データの訂正・追加または削除

上記手続きに関するお問い合わせは、広島銀行本支店の窓口、または、下記の「お客さま相談室」までお願いいたします。また、上記①および②のご請求の際は、銀行所定の手数料が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

### 〈個人情報の取り扱いに関する質問および苦情の受付窓口〉

株式会社 広島銀行 お客さま相談室

〒 730-8691 広島県広島市中区紙屋町 1 丁目 3 番 8 号

電話 0120-164-030 （受付時間：平日 9 時～ 17 時）

銀行の代表者の氏名については、広島銀行のホームページ（<https://www.hirogin.co.jp/company/profile/officers/>）をご覧ください。

## 2.「保証委託を申込むにあたっての同意について」（ひろぎんカードサービス株式会社の場合）

### 第 1 条 個人情報の収集・保有・利用

申込人等は、本申込（本契約を含む。以下同じ。）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下、これらを総称して個人情報という。）を保証会社が保護措置を講じた

上で収集・利用することに同意します。

- ①所定の申込書に申込人等が記載をした申込人等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況
- ②本申込に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数
- ③本申込に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
- ④本申込に関する申込人の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、申込人等が申告した申込人等の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴及び過去の負債の返済状況

## 第2条 保証会社と銀行の間での個人情報の提供

申込人等は、本申込にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報が保証会社より銀行に提供され、下記目的の達成に必要な範囲で、銀行が利用することに同意します。

<提供される情報>

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書ならびに契約書ならびに付属書面等本申込にあたり提出する書面に記載の全ての情報
- ②保証会社での保証審査の結果に関する情報
- ③保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- ④保証会社における保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- ⑤銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
- ⑥代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

<提供される目的>

- 1.「カードを申込むにあたっての同意について」第1条に記載の利用目的

## 第3条 債権譲渡にともなう個人情報の第三者提供

保証履行に伴う求償債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。申込人等は、その際、申込人等の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

## 第4条 個人情報の債権回収会社への第三者提供

保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に本申込に係る債権の管理・回収を委託する場合には、申込人等に関する第1条に規定する個人情報が、同社における保証会社債権の管理・回収のために必要な範囲で、保証会社より同社に提供されます。

## 第5条 個人情報の開示・訂正・削除

- 1.申込人等は、保証会社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求す

することができます。保証会社に開示を求める場合には、第7条記載の保証会社窓口に連絡して下さい。

2. 万一登録内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

## 第6条 本同意条項に不同意の場合

保証会社は、申込人等が本申込の必要な記載事項（申込書、契約書表面で申込人等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本申込をお断りすることがあります。

## 第7条 個人情報の取り扱いに関する問合せ窓口

個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せは、下記の保証会社までお願いします。

ひろぎんカードサービス株式会社 お客様相談室

〒730-0022 広島市中区銀山町3番1号

ひろしまハイビル21 11階

〈ひろぎん〉 HIROGIN Debit Visa を選択した場合

TEL 082-248-5861

〈ひろぎん〉 HIROGIN Debit JCB を選択した場合

TEL 082-247-9200

（受付時間：平日9時～17時）

## 第8条 本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条に基づき、本契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

## 第9条 条項の変更

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

3.「個人情報利用等に関する同意について(Visaを選択した場合)」  
申込人および会員（以下併せて「会員等」と称します。）は、株式会社広島銀行（以下「当行」と称します。）、および三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」と称します。）が、HIROGIN Debitの入会申込（以下「本申込」と称します。）にあたり、個人情報の収集・利用・保有・提供・開示について個人情報に関する必要な保護措置を行ったうえで以下の条項に則り取り扱うことに同意します。

## 当行と三菱UFJニコスにおける個人情報の取り扱い

### 第1条（個人情報の取得・利用・保有）

1. 会員等は、当行および三菱UFJニコスが個人情報の保護に関する法律に基づき、デビットカード取引契約（契約の申込みを含む。以下同じ。）を含む当行との取引に関する判断およびその後の管理のため、以下の情報を取得・利用・保有することに同意します。

①入会申込時や入会後に会員等が届け出た、または提出された書面に記載された会員等の氏名、性別、生年月日、住所、連絡先、会員等の属性に関する情報、本人を特定するための情報（これ

らの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。)

- ②入会申込日、入会承認日、支払預金口座、ご利用可能枠等、デビットカード取引契約に関する情報
  - ③デビットカード取引契約に基づくカード取引の利用状況、利用履歴、支払開始後の利用残高、利用明細、月々の引落状況等、および電話等での問い合わせにより知り得た情報
  - ④会員等または公的機関等から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票等公的機関等が発行する書類の記載事項
  - ⑤本人確認資料等、法令等に基づき取得が義務づけられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項
  - ⑥官報、電話帳、住所地図等において公開されている情報
2. 会員等は、当行または三菱UFJニコスがカード発行、会員管理およびカード付帯サービス（会員向け各種保障制度、各種サービス等）を含む全てのカード機能の提供のために前項①②③の個人情報を利用することに同意します。
3. 会員等は、当行または三菱UFJニコスが下記の目的のために第1項①②③の個人情報を利用することに同意します。
- (1) 当行または三菱UFJニコスのデビットカード関連事業における市場調査・商品開発
  - (2) 当行、三菱UFJニコスまたは加盟店等のデビットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内

## 第2条（業務の委託）

1. 当行または三菱UFJニコスは、デビットカード取引契約に関する業務の一部または全部を、当行または三菱UFJニコスの提携先企業に委託する場合、個人情報の保護措置を講じた上で、前条により取得した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することができます。
2. 当行または三菱UFJニコスは、当行または三菱UFJニコスの事務（コンピューター事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む。）する場合、個人情報の保護措置を講じた上で、前条により取得した個人情報を当該提携先企業に提供し、当該提携先企業が利用することができます。

## 第3条（個人情報の共同利用および公的機関等への提供）

1. 当行および三菱UFJニコスは、カード発行、会員管理およびカード付帯サービス（会員向け各種保障制度、各種サービス等）を含むすべてのカード機能履行のため、第1条第1項①②③の個人情報を、保護措置を講じた上で、三菱UFJニコスの連結対象会社および持分法適用会社（以下「共同利用会社」と称します。）に提供し、当行および三菱UFJニコスと共同利用することができます。
2. 会員等は、当行または三菱UFJニコスが下記の目的のため、第1条第1項①②③の個人情報を、保護措置を講じた上で共同利用会社に提供し、当行および三菱UFJニコスと共同利用することに同意します。
  - (1) デビット関連事業における市場調査・商品開発

- (2) デビット関連事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による、営業案内
3. 本契約期間中に、第1項の共同利用会社が新たに生じた場合には、当該共同利用会社の、会社名、住所、電話番号、および個人情報の共同利用目的、共同利用される個人情報の項目、共同利用する会社の範囲を、通知または下記のホームページにて公表するものとします。なお、前2項の共同利用において、共同利用される個人データの管理について責任を有する者は三菱UFJニコスとします。 [ホームページ (URL) <http://cr.mufg.jp>]
4. 会員等は、当行が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、当行がデビットカード取引契約を含む当行との取引に関する判断およびその後の管理のため、住民票等公的機関等が発行する書類を取得するに際し、公的機関等から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。
- #### 第4条(利用・提供中止の申し出)
- 第1条第3項または第3条第2項に定めるデビット関連事業における市場調査・商品開発あるいは営業案内を目的とした利用および共同利用に同意を得た範囲内で当行または三菱UFJニコスが当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以上の当行または三菱UFJニコスでの利用、他社への提供を中止する措置をとります。ただし、明細書等の余白に印刷され、またはこれらと同封される宣伝・印刷物については、この限りではありません。また、当該利用中止の申し出により当行、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスの加盟店等の商品・サービス等の提供および営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は、あらかじめ承認するものとします。
- #### 第5条(個人情報の開示・訂正・削除)
1. 会員等は、当行および三菱UFJニコスに対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより各社の保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- (1) 当行に開示を求める場合には、本同意条項末尾に記載の当行相談窓口に連絡願います。
  - (2) 三菱UFJニコスに開示を求める場合には、第7条第2項に記載のDCカードコールセンターに連絡してください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。
  - (3) 第3条の共同利用会社に開示を求める場合には、第7条第2項に記載のDCカードコールセンターに連絡してください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。また下記のホームページにもお知らせしております。
- [ホームページ (URL) <http://cr.mufg.jp>]
2. 会員等は、当行および三菱UFJニコスに対して、各社の保有する自己に関する個人データの内容が事実でない場合、個人情報の保

護に関する法律の定めるところにより、当該個人データの内容の訂正等するよう請求することができます。連絡先は前項各号に準じるものとします。

## 第6条(個人情報の取り扱いに不同意の場合)

当行または三菱UFJニコスは、会員等が入会申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本同意条項(変更後のものも含む)の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会手続をとることがあります。ただし、第1条第3項または第3条第2項に定めるデビット関連事業における市場調査・商品開発あるいは営業案内を目的とした利用および共同利用に同意しない場合でも、これを理由に当行または三菱UFJニコスが入会をお断りすることや退会手続をとることはありません。

## 第7条(問合せ窓口)

1. 会員等の個人情報に関するお問合せや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等は、本同意条項末尾に記載の当行相談窓口に連絡願います。
2. 三菱UFJニコスが利用している会員等の個人情報の、三菱UFJニコスにおける利用に関するお問合せや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等および第3条の共同利用会社における利用に関するお問合せやご意見の申し出は、下記までお願いします。

なお、三菱UFJニコスは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。

三菱UFJニコス株式会社 DCカードコールセンター

東京: 〒150-8015 東京都渋谷区道玄坂1-3-2 TEL03-3770-1177  
大阪: 〒541-8539 大阪市中央区瓦町2-1-1 TEL06-6533-6633

## 第8条(契約不成立時および会員資格取消・退会申出後の個人情報の利用)

1. 本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 当行および三菱UFJニコスは、会員等が資格を取り消された後または退会を申し出た後も、第1条および第3条に定める目的で、法令等または当行および三菱UFJニコスが定める所定の期間、個人情報を利用し、保有します。

## 第9条(条項の変更)

本章における各同意条項は法令が定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

### 【問合せ・相談窓口】

1. 商品などについてのお問合せ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問合せおよびご相談は当行本支店店頭窓口または下記にご連絡ください。

株式会社 広島銀行 お客様相談室

電話 0120-164-030 (受付時間: 平日 9時~17時)